

有料職業紹介手数料

求人受理時の事務費用は無料とします。求人受理後、求人者に求職者を紹介する職業紹介サービスの成功報酬（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%です。

（期間の定めのある雇用契約の場合）当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%です。

手数料負担者は求人者とします。上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

●返還金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設ける。詳細は以下の通りである。

求職者が入職日より１８０日以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。

）は、紹介料のうち、勤続日数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に振り込み方法により返還するものとする（振込手数料は当事業所の負担とする。）また、求人者の退職から３０日以内に退職した旨を当時業所に伝えるものとし、退職から３０日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

当該求職者が入職３０日以下で退職された場合は紹介料の100%を返還する。

勤務日数が31日以上90日以下で退職された場合は紹介料の50%を返還する。

勤務日数が91日以上180日以下で退職された場合は紹介料の25%を返還する。

◎当該求職者が181日以上で退職された場合の返還はいたしません。なお、上記の日数は勤務日数ではなく、入職してからの経過日数です。

厚生労働省許可番号12-ユ-301189

事業所の名称 優-Style

担当者名 栗原 憲子

所在地 千葉県富里市七栄679番地13